

広報あぐい広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、広報あぐい（以下「広報紙」という。）を広告媒体とする広告の掲載の実施に関し、阿久比町広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種別等)

第2条 広報紙に掲載できる広告（以下「広告」という。）の種別、1 枠あたりの規格、広報紙への掲載位置、掲載数及び広告の掲載料（以下「広告掲載料」という。）は、別表のとおりとする。

(掲載できる情報)

第3条 広告は、文字及び画像で表示された情報とし、すべてモノクロ（白黒）表示によるものとする。

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は1 月単位とし、連続して掲載の申込みができる期間は、同年度内最大1 2 月までとする。

2 広告掲載の開始日及び終了日は、町長が定めるものとする。

(広告の募集)

第5条 広告の募集は、町ホームページ及び広報紙で行うものとする。ただし、その他の方法によることが適当であると認められる場合は、町長が広告の募集方法を決定するものとする。

(広告の申込み)

第6条 広告掲載希望者は、広告掲載申込書（様式第1 号。以下「掲載申込書」という。）に、掲載しようとする広告案を添えて、指定する期間内に町長に提出するものとする。

(広告掲載の決定)

第7条 町長は、前条の掲載申込書を受理したときは、要綱第3 条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 広告掲載希望者の数が募集した枠数を超えるときは、次の順位により決定

するものとする。

- (1) 希望する掲載期間が長いもの
- (2) 町内に事業所等を有するもの
- (3) 申込みの順番が早いもの

3 広告掲載の可否を決定したときは、その結果及び掲載内容、条件等について広告掲載（不掲載）決定通知書（様式第2号）により当該広告掲載希望者に通知するものとする。

（広告原稿の作成及び提出）

第8条 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

2 広告主は、広告原稿を指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

（広告掲載料の納付等）

第9条 広告主は、町長が指定する期日までに広告掲載料を一括前納するものとする。ただし、特別の理由があると認められるときは、この限りでない。

（広告掲載の取消し）

第10条 町長は、次のいずれかに該当する場合には、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主が指定する期日までに広告掲載料を納付しないとき。
- (2) 広告主が指定する期日までに広告原稿を提出しないとき。
- (3) 要綱第3条第4項の規定による広告内容等の変更を広告主が行わないとき。
- (4) 広告主が虚偽の申請をしたとき。
- (5) 広告主が書面により広告掲載の取下げを申し出たとき。
- (6) その他、広報紙への広告掲載が適切でないと判断したとき。

2 前項の規定により広告の掲載を取り消した場合において、町長は、広告主に対し、その賠償の責めを負わない。

3 前項の場合において納付済みの広告掲載料は返還しない。

（広告掲載料の返還）

第11条 町長は、広告掲載の取消しが、広告主の責に帰さない理由によるも

のであるときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還することができるものとする。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、取り消した期間にかかる金額の範囲内とする。

3 第1項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載期間の延長)

第12条 広告主の責に帰さない理由により、阿久比町が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった月数に応じて、掲載期間を延長する。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行する。

別表（第2条関係）

広告の種別	1 枠あたりの規格	広報紙への掲載位置	掲載数	広告掲載料 (税込)
1 種広告	縦 55 mm×横 85 mm	お知らせページの最下段(最大 2 ページ)	2 枠	5,000 円/月
2 種広告	縦 55 mm×横 177 mm		1 枠	10,000 円/月
3 種広告	縦 55 mm×横 85 mm	裏表紙の最下段	2 枠	6,500 円/月
4 種広告	縦 55 mm×横 177 mm		1 枠	13,000 円/月

受付番号	(阿久比町使用欄)
------	-----------

様式第 1 号 (第 6 条関係)

年 月 日

阿久比町長 殿

広告掲載申込書

申込者
(住所又は所在地)

(氏名又は名称及び代表者氏名)

広報あぐい広告取扱要領第 6 条の規定により、広報あぐいへの広告の掲載について次のとおり申し込みます。なお、申込みにあたり、阿久比町広告掲載要綱第 3 条に該当していないことを誓約するとともに、町税等の滞納状況を町が調査することを承諾します。

掲載希望期間	年 月～ 年 月 (か月)
広告主の概要	(会社案内等の添付により省略可)
申込担当者	部 署： 氏 名： 電 話 番 号： F A X： 電子メール：

年 月 日

様

阿久比町長

広告掲載（不掲載）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました広告掲載申込書につきましては、下記のとおり決定しましたので、広報あぐい広告取扱要領第7条の規定に基づき、通知します。

記

1. 決定区分

掲載可 掲載場所（ ）

掲載不可 理由

2. 広告の掲載期間

年 月から 年 月まで（ か月）

3. 広告掲載料

金 円

4. 広告掲載料納付期限

年 月 日

5. 広告原稿の提出期限

年 月 日

6. 備考

掲載料を納付後、領収書を FAX 又は電子メールで送付してください。